

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第8条の4((<u>上場株式等に係る配当所得等の課税の特例</u>))関係</p> <p>(<u>上場株式等に係る配当所得等について申告分離課税を適用した場合の効果</u>)</p> <p>8の4-1 措置法第8条の4第1項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、同項の規定を適用することに留意する。</p> <p>(注) <u>上場株式等に係る配当所得について申告不要制度若しくは総合課税の適用を受けた場合又は利子所得について申告不要制度の適用を受けた場合においても同様である。</u></p>	<p>第8条の4((<u>上場株式等に係る配当所得の課税の特例</u>))関係</p> <p>(<u>上場株式等に係る配当所得について申告分離課税を適用した場合の効果</u>)</p> <p>8の4-1 措置法第8条の4第1項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、同項の規定を適用することに留意する。</p> <p>(注) <u>同項の規定を適用しなかった場合においても同様である。</u></p>
<p>第8条の5((<u>確定申告を要しない配当所得等</u>))関係</p> <p>(<u>確定申告を要しない配当所得等を総所得金額等に算入した場合の効果</u>)</p> <p>8の5-1 措置法第8条の5第1項に規定する<u>利子所得の金額又は配当所得の金額</u>を総所得金額又は同法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額に算入したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出する場合においても、当該<u>利子所得の金額又は配当所得の金額</u>を総所得金額等の計算上除外することはできないことに留意する。</p>	<p>第8条の5((<u>確定申告を要しない配当所得</u>))関係</p> <p>(<u>確定申告を要しない配当所得を総所得金額等に算入した場合の効果</u>)</p> <p>8の5-1 措置法第8条の5第1項に規定する配当所得の金額を総所得金額又は同法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額に算入したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出する場合においても、当該配当所得の金額を総所得金額等の計算上除外することはできないことに留意する。</p>
<p>第10条((<u>試験研究を行った場合の所得税額の特別控除</u>))関係</p> <p>(<u>試験研究費に含まれる人件費</u>)</p> <p>10-1 措置法第10条第6項第1号に規定する試験研究費(以下第10条関係において「試験研究費」という。)に含まれる人件費は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであっても、例えば、事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。</p>	<p>第10条((<u>試験研究を行った場合の所得税額の特別控除</u>))関係</p> <p>(<u>試験研究費に含まれる人件費</u>)</p> <p>10-1 措置法第10条第8項第1号に規定する試験研究費(以下第10条関係において「試験研究費」という。)に含まれる人件費は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであっても、例えば、事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。</p>

(試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い)

10-4 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、措置法第10条第6項第6号に規定する「第4項の規定の適用を受けようとする年(……)(……)前3年以内の各年分」(以下10-6において「比較年」という。)又は同項第7号に規定する「適用年前2年以内の各年分」(以下10-6において「基準年」という。)の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10-5 措置法第10条の規定の適用上、試験研究費の額から控除する同条第1項に規定する「他の者から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

(1) 国等からその試験研究費に充てるために交付を受けた補助金(法第42条第1項又は第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等を除く。)

(2) 国立研究開発法人科学技術振興機構と締結した新技術開発委託契約に定めるところにより、同機構から返済義務の免除を受けた開発費の額(当該免除とともに金銭の支払をした場合には支払った金銭を控除した額)から引き渡した物件の未償却残額を控除した金額

(3) 委託研究費の額

(注) 法第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等は、その交付を受けた日の属する年分においては「他の者から支払を受ける金額」には含めないものとし、同条第2項の規定により総収入金額に算入すべき金額を、当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日の属する年分において「他の者から支払を受ける金額」に含める。

(試験研究費の額の統一的計算)

10-6 措置法第10条第4項第1号の規定は、試験研究費の額が増加した場合に適用を認めるものであるから、比較年、基準年及び適用年(同条第6項第6号に規定する「適用年」をいう。)の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配分基準等については、継続して同一の方法によるべきものであることに留意する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10-7 個人が措置法第10条第2項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

(試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い)

10-4 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、措置法第10条第8項第6号に規定する「第6項の規定の適用を受けようとする年(……)(……)前3年以内の各年分」(以下10-6において「比較年」という。)又は同項第7号に規定する「適用年前2年以内の各年分」(以下10-6において「基準年」という。)の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10-5 措置法第10条の規定の適用上、試験研究費の額から控除する同条第1項に規定する「他の者から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

(1) 国等からその試験研究費に充てるために交付を受けた補助金(法第42条第1項又は第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等を除く。)

(2) 独立行政法人科学技術振興機構と締結した新技術開発委託契約に定めるところにより、同機構から返済義務の免除を受けた開発費の額(当該免除とともに金銭の支払をした場合には支払った金銭を控除した額)から引き渡した物件の未償却残額を控除した金額

(3) 委託研究費の額

(注) 法第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等は、その交付を受けた日の属する年分においては「他の者から支払を受ける金額」には含めないものとし、同条第2項の規定により総収入金額に算入すべき金額を、当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日の属する年分において「他の者から支払を受ける金額」に含める。

(試験研究費の額の統一的計算)

10-6 措置法第10条第6項第1号の規定は、試験研究費の額が増加した場合に適用を認めるものであるから、比較年、基準年及び適用年(同項に規定する「適用年」をいう。)の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配分基準等については、継続して同一の方法によるべきものであることに留意する。

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)

10-7 措置法第10条第4項に規定する中小企業者に該当する個人であるかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

(注) 措置法第10条第5項の規定の適用を受ける個人であるかどうかの判定は、同項に

規定する繰越中小企業者税額控除限度超過額の生じた年12月31日において中小企業者に該当するかどうかによるのであるから、同項の規定の適用を受ける年12月31日においても中小企業者に該当する必要はないことに留意する。

(常時使用する従業員の範囲)

10-8 措置法令第5条の3第6項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであると問わず、常時就労している職員、工員等の総数によって判定することに留意する。この場合において、酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間にわたり労務者を使用するときは、当該使用する労務者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

(年の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)

10-9 措置法令第5条の3第12項第3号又は第7号の規定の適用上、個人と共同し又は個人から委託を受けて試験研究を行う者が、年の中途において同項第3号に規定する他の者又は同項第7号に規定する特定中小企業者に該当しないこととなった場合には、当該個人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用の額は、措置法第10条第8項第3号に規定する特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

(注) 個人と共同し又は個人から委託を受けて試験研究を行う者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において措置法令第5条の3第12項第3号に規定する他の者又は同項第7号に規定する特定中小企業者に該当しない場合には、たとえその後これらの方に該当することとなったときであっても、当該個人の当該試験研究のために要する費用の全額が、措置法第10条第8項第3号に規定する特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

(新 設)

(常時使用する従業員の範囲)

10-8 措置法令第5条の3第8項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであると問わず、常時就労している職員、工員等の総数によって判定することに留意する。この場合において、酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間にわたり労務者を使用するときは、当該使用する労務者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

(年の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)

10-9 措置法令第5条の3第9項第3号、第7号又は第8号の規定の適用上、個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から同号に規定する知的財産権（以下10-10までにおいて「知的財産権」という。）の使用料の支払を受ける者が、年の中途において同項第3号に規定する他の者又は同項第7号若しくは第8号に規定する特定中小企業者等に該当しないこととなった場合には、当該個人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、措置法第10条第6項第5号に規定する特別試験研究費の額（以下この項において「特別試験研究費の額」という。）に該当しないことに留意する。

(注) 個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から知的財産権の使用料の支払を受ける者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において措置法令第5条の3第9項第3号に規定する他の者又は同項第7号若しくは第8号に規定する特定中小企業者等に該当しない場合には、たとえその後これらの方に該当することとなったときであっても、当該個人の当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

(知的財産権の使用料)

10-10 個人が措置法令第5条の3第9項第8号の特定中小企業者等からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究のために要する費用の額のうち、措置法規則第5条の6第11項に規定する知的財産権の使用料の額以外のものであっても、試験研究費に該当する費用の額は措置法第10条第1項又は第2項の規定の適用があることに留意する。

(調整前事業所得税額の計算の基礎となる各種所得の金額)

10-11 措置法令第5条の3第7項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

10の2～15共-1 減価償却資産について措置法第10条の2第1項及び第6項、第10条の3第1項及び第3項、第10条の4第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の4第1項及び第3項、第11条から第13条の2まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2～15共-2 措置法第10条の2第1項及び第6項、第10条の3第1項及び第3項、第10条の4第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の4第1項及び第3項、第11条から第13条の2まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

第10条の2((エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(附属機器等の同時設置の意義)

10の2-1 平成23年6月30日付財務省告示第219号の別表において本体と同時に設置することを条件としてエネルギー環境負荷低減推進設備等(措置法第10条の2第1項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等をいう。10の2-4において同じ。)に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10-10 措置法令第5条の3第2項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の2の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

10の2の2～15共-1 減価償却資産について措置法第10条の2の2第1項及び第6項、第10条の3第1項及び第3項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項及び第3項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2の2～15共-2 措置法第10条の2の2第1項及び第6項、第10条の3第1項及び第3項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項及び第3項、第11条から第13条の3まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

第10条の2の2((エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(附属機器等の同時設置の意義)

10の2の2-1 平成23年6月30日付財務省告示第219号の別表において本体と同時に設置することを条件としてエネルギー環境負荷低減推進設備等(措置法第10条の2の2第1項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等をいう。10の2の2-4において同じ。)に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の2-2 措置法第10条の2第1項に規定する個人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設(以下第10条の2関係において「取得等」という。)した機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該個人の営む事業の用に供したもとして同条の規定を適用する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の2-3 個人が措置法第10条の2第3項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その取得等をした機械その他の減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(エネルギー環境負荷低減推進設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の2-4 エネルギー環境負荷低減推進設備等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した日の属する年に遡って当該値引きのあったエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る措置法第10条の2第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(廃止)

第10条の3((中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(年の中途において中小事業者に該当しなくなった場合の適用)

10の3-1 個人が年の中途において措置法第10条の3第1項に規定する中小事業者(以下第10条の3関係において「中小事業者」という。)に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作(以下第10条の3関係において「取得等」という。)をして同項に規定する事業(以下第10条の3関係において「指定事業」という。)の用に供した同項に規定する特定機械装置等(以下第10条の3関係において「特定機械装置等」という。)については同項又は同条第5項の規定の適用が

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の2の2-2 措置法第10条の2の2第1項に規定する個人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設(以下10の2の2関係において「取得等」という。)した機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該個人の営む事業の用に供したもとして同条の規定を適用する。

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)

10の2の2-3 措置法第10条の2の2第3項に規定する中小企業者に該当する個人であるかどうかは、その取得等をした機械その他の減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(エネルギー環境負荷低減推進設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の2の2-4 エネルギー環境負荷低減推進設備等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した日の属する年に遡って当該値引きのあったエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る措置法第10条の2の2第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の2の2-5 措置法令第5条の4第8項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の3((中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(年の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)

10の3-1 年の中途において措置法第10条の3第1項に規定する中小企業者(以下第10条の3関係において「中小企業者」という。)に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作(以下第10条の3関係において「取得等」という。)をして同項に規定する事業(以下第10条の3関係において「指定事業」という。)の用に供した同項に規定する特定機械装置等(以下第10条の3関係において「特定機械装置等」という。)については同項又は同条第5項の規定の適用があり、そ

あり、その該当しないこととなった日前に取得等をして指定事業の用に供した同条第3項に規定する特定生産性向上設備等（10の3-3の2及び10の3-11において「特定生産性向上設備等」という。）については同項又は同条第6項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法規則第5条の8第5項及び第6項に規定する取得価額の合計額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、その中小事業者に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。

(取得価額の合計額で判定する特定生産性向上設備等)

10の3-2の2 措置法第10条の3第3項に規定する特定生産性向上設備等（以下この項において「中小事業者投資促進税制の特定生産性向上設備等」という。）は、特定機械装置等及び措置法第10条の5の4第1項に規定する特定生産性向上設備等（以下この項において「生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備等」という。）のいずれにも該当するものをいう。

(注) 例えば、生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備等に係る規模要件（措置法令第5条の6の4第2項第2号又は第4号に規定する取得価額に係る要件をいう。）のうち複数の減価償却資産（工具、器具及び備品又はソフトウェアに限る。以下この項において同じ。）の取得価額の合計額に係る要件について、特定機械装置等に該当する減価償却資産の取得価額のみ合計額による判定では当該規模要件を満たさない場合であっても特定機械装置等に該当しない減価償却資産を含めた判定において当該規模要件を満たすときには、その規模要件を満たす減価償却資産のうち特定機械装置等に該当するものは、中小事業者投資促進税制の特定生産性向上設備等に該当する。

(廃止)

第10条の4（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（特別償却等の対象となる建物の附属設備）

の該当しないこととなった日前に取得等をして指定事業の用に供した同条第3項に規定する特定生産性向上設備等（10の3-3の2及び10の3-11において「特定生産性向上設備等」という。）については同項又は同条第6項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法規則第5条の8第5項及び第6項に規定する取得価額の合計額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、その中小企業者に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。

(取得価額の合計額で判定する特定生産性向上設備等)

10の3-2の2 措置法第10条の3第3項に規定する特定生産性向上設備等（以下この項において「中小企業投資促進税制の特定生産性向上設備等」という。）は、特定機械装置等及び措置法第10条の5の5第1項に規定する特定生産性向上設備等（以下この項において「生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備等」という。）のいずれにも該当するものをいう。

(注) 例えば、生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備等に係る規模要件（措置法令第5条の6の5第2項第2号又は第4号に規定する取得価額に係る要件をいう。）のうち複数の減価償却資産（工具、器具及び備品又はソフトウェアに限る。以下この項において同じ。）の取得価額の合計額に係る要件について、特定機械装置等に該当する減価償却資産の取得価額のみ合計額による判定では当該規模要件を満たさない場合であっても特定機械装置等に該当しない減価償却資産を含めた判定において当該規模要件を満たすときには、その規模要件を満たす減価償却資産のうち特定機械装置等に該当するものは、中小企業投資促進税制の特定生産性向上設備等に該当する。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の3-12 措置法令第5条の5第8項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

(新設)

(新設)

10の4-1 措置法第10条の4第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設(以下第10条の4関係において「取得等」という。)をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

(新 設)

10の4-2 個人が措置法令第5条の5の2第1項に規定する中小事業者(以下第10条の4関係において「中小事業者」という。)に該当するかどうかは、その取得等をした措置法第10条の4第1項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)

(新 設)

10の4-3 措置法令第5条の5の2第1項に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円以上(中小事業者にあつては1,000万円以上)であるかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

(新 設)

10の4-4 措置法第10条の4第3項に規定する税額控除限度額(以下第10条の4関係において「税額控除限度額」という。)を計算する場合において、個人が取得等をした同条第1項に規定する特定建物等(以下第10条の4関係において「特定建物等」という。)が、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、当該特定建物等の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 特定建物等を事業の用に供した日の属する年(以下第10条の4関係において「供用年」という。)において、当該特定建物等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

(特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

(新 設)

10の4-5 措置法第10条の4第3項の規定の適用を受けた特定建物等の対価の額について、供用年の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値

引きのあった特定建物等に係る税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の5（(雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除)関係

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の5-1 個人が措置法第10条の5第1項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

(廃止)

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の5-2 措置法第10条の5第4項第8号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下この項において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下この項において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額に限る。）

(廃止)

(廃止)

第10条の5（(雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除)関係

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)

10の5-1 措置法第10条の5第1項に規定する中小企業者に該当する個人であるかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の5-2 措置法令第5条の6第5項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の5-3 措置法第10条の5第2項第6号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下この項において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下この項において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額に限る。）

第10条の5の2（(国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(生産等設備の範囲)

10の5の2-1 措置法第10条の5の2第1項に規定する生産等設備（以下この項において「生産等設備」という。）とは、例えば、製造業を営む個人の工場、小売業を営む個人の店舗又は自動車整備業を営む個人の作業場のように、その個人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動（以下この項において「生産等活動」という。）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。

したがって、例えば、事務所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

(注) 1 一棟の建物が事務所用と店舗用に共用されている場合など、減価償却資産の一部が個人の生産等活動の用に直接供されるもの（以下この項において「共用資産」という。）については、その全てが事業の用に供されているときには、その全てが生産等設備となることに留意する。

2 個人がその有する共用資産を生産等活動の用に供される部分とそれ以外の事業の用に供される部分とに合理的に区分し、これに基づいて措置法第10条の5の2第1項に規定する生産等資産（以下第10条の5の2関係において「生産等資産」という。）の取得価額の合計額及び同項に規定する比較取得資産総額を計算している場合には、(注)1にかかわらず、継続適用を条件としてこれを認める。

(廃 止)

(生産等資産の取得価額の合計額が償却費基準等を満たすかどうかの判定)

10の5の2-2 生産等資産で当該適用年の12月31日において有するものの取得価額の合計額が措置法第10条の5の2第1項に規定する「その有する減価償却資産につき当該適用年においてその償却費として必要経費に算入する金額」及び「当該適用年の前年における生産等資産の取得価額の合計額……の100分の110に相当する金額」を超えるかどうかについては、当該生産等資産のうちに他の特別償却等の規定（同項及び同条第2項の規定以外の特別償却等の規定をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところにより判定することに留意する。

(廃 止)

(国庫補助金等をもって取得等した生産等資産の取得価額)

10の5の2-3 生産等資産のうちに、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの若しくは同条第2項に掲げるものがある場合又は措置法第33条の6第2項、第37条の3第2項若しくは第37条の5第2項の規定により同法第10条の5の2の規定の適用がないこととされるものがある場合において、当該生産等資産で当該適用年の12月31日において有するものの取得価額の合計額が同条第1項に規定する「その有する減価償却資産につき当該適用年においてその償却費として必要経費に算入する金額」及び「当該適用年の前年における生産等資産の取得価額の合計額……の100分の110に相当する金額」を超えるかどうかを判定するときは、令第90条各号、措置法第33条の6第1項、第37条の3第1項又は第37条の5第3項の規定にかかわらず、実際の取得価額によるものとする。

(注) 法第42条の規定の適用を受けた生産等資産が措置法第10条の5の2第1項に規定する機械等（以下第10条の5の2関係において「機械等」という。）に該当する

場合には、同項の規定による特別償却又は同条第3項の規定による所得税額の特別控除の計算の基礎となる取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額によることに留意する。

(廃止)

(機械等の範囲)

10の5の2-4 機械等には、措置法第33条の6第2項、第37条の3第2項又は第37条の5第2項の規定により同法第10条の5の2の適用がないものとされる減価償却資産は含まれないことに留意する。

(廃止)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の5の2-5 措置法第10条の5の2第1項に規定する個人が、その取得又は製作若しくは建設をした機械等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械等が専ら当該個人のためにする国内における製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械等は国内にある当該個人の営む事業の用に供したものとして同条の規定を適用する。

(廃止)

(機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の5の2-6 個人が機械等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年に遡って当該値引きのあった機械等に係る措置法第10条の5の2第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(廃止)

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の5の2-7 措置法令第5条の6の2第6項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の5の2 ((特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(特定中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の5の2-1 個人が措置法第10条の5の2第1項に規定する特定中小事業者に該当するかどうかは、その取得又は製作若しくは建設(以下第10条の5の2関係において「取得等」という。)をした経営改善設備(同項に規定する「経営改善設備」をいう。以下第10条の5の2関係において同じ。)を事業の用に供した日の現況によって判定するも

第10条の5の3 ((特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(特定中小企業者であるかどうかの判定の時期)

10の5の3-1 措置法第10条の5の3第1項に規定する「特定中小企業者」に該当する個人であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設(以下第10条の5の3関係において「取得等」という。)をした経営改善設備(同項に規定する「経営改善設備」をいう。以下第10条の5の3関係において同じ。)を事業の用に供した日の現況によって判

のとする。

(国庫補助金等をもって取得等した経営改善設備の取得価額)

10の5の2-2 措置法令第5条の6の2第2項に規定する器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が30万円以上又は60万円以上であるかどうかを判定する場合において、その器具及び備品又は建物附属設備が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(主たる事業でない場合の適用)

10の5の2-3 個人の営む事業が措置法第10条の5の2第1項に規定する事業（以下第10条の5の2関係において「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(事業の判定)

10の5の2-4

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される経営改善設備)

10の5の2-5 指定事業とその他の事業とを営む個人が、その取得等をした経営改善設備をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものと措置法第10条の5の2の規定を適用する。

(経営改善設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の5の2-6 個人が経営改善設備を指定事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該経営改善設備の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年に遡って当該値引きのあった経営改善設備に係る措置法第10条の5の2第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(廃止)

第10条の5の3 ((雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除))関係

定するものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した経営改善設備の取得価額)

10の5の3-2 措置法令第5条の6の3第2項に規定する器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が30万円以上又は60万円以上であるかどうかを判定する場合において、その器具及び備品又は建物附属設備が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(主たる事業でない場合の適用)

10の5の3-3 個人の営む事業が措置法第10条の5の3第1項に規定する事業（以下第10条の5の3関係において「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(事業の判定)

10の5の3-4

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される経営改善設備)

10の5の3-5 指定事業とその他の事業とを営む個人が、その取得等をした経営改善設備をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものと措置法第10条の5の3の規定を適用する。

(経営改善設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の5の3-6 個人が経営改善設備を指定事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該経営改善設備の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年に遡って当該値引きのあった経営改善設備に係る措置法第10条の5の3第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の5の3-7 措置法令第5条の6の3第5項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の5の4 ((雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除))関係

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の5の3-1 個人が措置法第10条の5の3第1項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

(給与等の範囲)

10の5の3-2 措置法第10条の5の3第2項第2号の給与等とは、法第28条第1項に規定する給与等（以下第10条の5の3関係において「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された支給額（非課税とされる通勤手当等の額を含む。）のみを対象として措置法第10条の5の3第2項第3号、第4号及び第6号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」を計算するなど、合理的方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。

(廃止)

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の5の3-3 措置法第10条の5の3第2項第3号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下第10条の5の3関係において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下第10条の5の3関係において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下第10条の5の3関係において同じ。）から支払を受けた出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額（10の5の3-4において「給与負担金の額」という。）

(出向先法人等が支出する給与負担金)

10の5の3-4 出向先法人等が出向元個人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人等の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)

10の5の4-1 措置法第10条の5の4第1項に規定する中小企業者に該当する個人であるかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

(給与等の範囲)

10の5の4-1の2 措置法第10条の5の4第2項第2号の給与等とは、法第28条第1項に規定する給与等（以下第10条の5の4関係において「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された支給額（非課税とされる通勤手当等の額を含む。）のみを対象として措置法第10条の5の4第2項第3号から第5号までの「国内雇用者に対する給与等の支給額」を計算するなど、合理的方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の5の4-2 措置法令第5条の6の4第2項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の5の4-3 措置法第10条の5の4第2項第3号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下第10条の5の4関係において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）から支払を受けた出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額（次項において「給与負担金の額」という。）

(出向先法人等が支出する給与負担金)

10の5の4-4 出向先法人等が出向元個人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人等の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法

第108条に規定する賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、措置法第10条の5の3第2項第3号、第4号及び第6号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含まれる。

(資産の取得価額に算入された給与等)

10の5の3-5 措置法第10条の5の3第2項第3号、第4号及び第6号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、個人が継続してその給与等を支給した日の属する年分の国内雇用者に対する給与等の支給額に含めることとしている場合には、その計算を認める。

(継続雇用制度対象者の判定)

10の5の3-6 措置法第10条の5の3第2項第7号の平均給与等支給額及び同項第8号の比較平均給与等支給額は、措置法令第5条の6の3第9項に規定する継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額を除いて計算するのであるが、個人が、同一の者に対する継続雇用前の職務に対する給与等の額と継続雇用後の職務に対する給与等の額とを同一の日に合計して支給している場合において、継続してその合計額を当該継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額としているときには、これを認める。

第10条の5の4 ((生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(生産等設備の範囲)

10の5の4-1 措置法第10条の5の4第1項に規定する生産等設備（以下この項において「生産等設備」という。）とは、例えば、製造業を営む個人の工場、小売業を営む個人の店舗又は自動車整備業を営む個人の作業場のように、その個人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動（以下この項において「生産等活動」という。）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、事務所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

(注) 一棟の建物が事務所用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が個人の生産等活動の用に直接供されるものについては、その全てが事業の用に供されているときには、その全てが生産等設備となることに留意する。

第108条に規定する賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、措置法第10条の5の4第2項第3号から第5号までの「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含まれる。

(資産の取得価額に算入された給与等)

10の5の4-5 措置法第10条の5の4第2項第3号から第5号までの「国内雇用者に対する給与等の支給額」は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、個人が継続してその給与等を支給した日の属する年分の国内雇用者に対する給与等の支給額に含めることとしている場合には、その計算を認める。

(継続雇用制度対象者の判定)

10の5の4-6 措置法第10条の5の4第2項第6号の平均給与等支給額及び同項第7号の比較平均給与等支給額は、措置法令第5条の6の4第10項に規定する継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額を除いて計算するのであるが、個人が、同一の者に対する継続雇用前の職務に対する給与等の額と継続雇用後の職務に対する給与等の額とを同一の日に合計して支給している場合において、継続してその合計額を当該継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額としているときには、これを認める。

第10条の5の5 ((生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(生産等設備の範囲)

10の5の5-1 措置法第10条の5の5第1項に規定する生産等設備（以下この項において「生産等設備」という。）とは、例えば、製造業を営む個人の工場、小売業を営む個人の店舗又は自動車整備業を営む個人の作業場のように、その個人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動（以下この項において「生産等活動」という。）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、事務所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

(注) 一棟の建物が事務所用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が個人の生産等活動の用に直接供されるものについては、その全てが事業の用に供されているときには、その全てが生産等設備となることに留意する。

(取得価額の判定単位)

10の5の4-2 措置法令第5条の6の4第2項第1号又は第2号に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(取得価額の合計額の判定)

10の5の4-3 措置法令第5条の6の4第2項第2号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額の判定は、工具と器具及び備品とを区別してそれぞれごとに行うことに留意する。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定生産性向上設備等の取得価額要件の判定)

10の5の4-4 措置法令第5条の6の4第2項各号に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の5の4-5 措置法第10条の5の4第5項に規定する税額控除限度額（同条第6項の規定により同条第5項に規定する税額控除限度額とされる金額を含む。以下この項及び10の5の4-7において「税額控除限度額」という。）を計算する場合において、個人がその取得又は製作若しくは建設（10の5の4-6において「取得等」という。）をした特定生産性向上設備等（同条第1項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、当該特定生産性向上設備等の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 特定生産性向上設備等を事業の用に供した日の属する年（以下第10条の5の4関係において「供用年」という。）において、当該特定生産性向上設備等を対象とし

(取得価額の判定単位)

10の5の5-2 措置法令第5条の6の5第2項第1号又は第2号に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(取得価額の合計額の判定)

10の5の5-3 措置法令第5条の6の5第2項第2号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額の判定は、工具と器具及び備品とを区別してそれぞれごとに行うことに留意する。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定生産性向上設備等の取得価額要件の判定)

10の5の5-4 措置法令第5条の6の5第2項各号に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の5の5-5 措置法第10条の5の5第5項に規定する税額控除限度額（同条第6項の規定により同条第5項に規定する税額控除限度額とされる金額を含む。以下この項及び10の5の5-7において「税額控除限度額」という。）を計算する場合において、個人がその取得又は製作若しくは建設（次項において「取得等」という。）をした特定生産性向上設備等（同条第1項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下第10条の5の5関係において同じ。）が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、当該特定生産性向上設備等の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 特定生産性向上設備等を事業の用に供した日の属する年（以下第10条の5の5関係において「供用年」という。）において、当該特定生産性向上設備等を対象とし

た国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の5の4-6 個人が、その取得等をした特定生産性向上設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定生産性向上設備等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定生産性向上設備等は当該個人の営む事業の用に供したものととして措置法第10条の5の4の規定を適用する。

(特定生産性向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の5の4-7 措置法第10条の5の4第5項又は第6項の規定の適用を受けた特定生産性向上設備等の対価の額について、供用年の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定生産性向上設備等に係る税額控除限度額の修正を行うものとする。

(ソフトウェアの改良費用)

10の5の4-8 個人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したことと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第10条の5の4の規定を適用する。

(廃止)

第10条の6((所得税の額から控除される特別控除額の特例))関係

(控除可能期間の判定)

10の6-1 個人が措置法第10条の6第1項に規定する所得税額超過額を有する場合において、同項各号に定める金額を構成する同条第2項の繰越税額控除に関する規定に規定する繰越税額控除限度超過額の控除可能期間(同項に規定する控除可能期間をいう。)

た国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の5の5-6 個人が、その取得等をした特定生産性向上設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定生産性向上設備等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定生産性向上設備等は当該個人の営む事業の用に供したものととして措置法第10条の5の5の規定を適用する。

(特定生産性向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の5の5-7 措置法第10条の5の5第5項又は第6項の規定の適用を受けた特定生産性向上設備等の対価の額について、供用年の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定生産性向上設備等に係る税額控除限度額の修正を行うものとする。

(ソフトウェアの改良費用)

10の5の5-8 個人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したことと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第10条の5の5の規定を適用する。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の5の5-9 措置法令第5条の6の5第4項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の6((所得税の額から控除される特別控除額の特例))関係

(控除可能期間の判定)

10の6-1 個人が措置法第10条の6第1項に規定する所得税額超過額を有する場合において、同項各号に定める金額を構成する同条第2項の繰越税額控除に関する規定に規定する繰越税額控除限度超過額の控除可能期間(同項に規定する控除可能期間をいう。)

については、当該繰越税額控除限度超過額が生じた年分ごとに判定するものとする。

(注) 繰越税額控除限度超過額とは、同条第1項各号に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。

第11条((特定設備等の特別償却)関係)

[公害防止設備]

(中小事業者に該当する個人であるかどうかの判定の時期)

11-9 個人が措置法第11条第1項の表の第1号の上欄に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その取得又は製作若しくは建設をした特定設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

第11条の3((特定農産加工品生産設備の特別償却)関係)

(中小事業者に該当する個人であるかどうかの判定の時期)

11の3-1 個人が措置法第11条の3第1項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その取得し、又は製作した同項に規定する特定農産加工品生産設備(以下第11条の3関係において「特定農産加工品生産設備」という。)を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(廃止)

第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却)関係)

については、当該繰越税額控除限度超過額が生じた年分ごとに判定するものとする。

(注) 繰越税額控除限度超過額とは、同条第1項各号に規定する繰越税額控除限度超過額及び繰越中小企業者税額控除限度超過額をいう。

第11条((特定設備等の特別償却)関係)

[公害防止設備]

(中小企業者に該当する個人であるかどうかの判定の時期)

11-9 措置法第11条第1項の表の第1号の上欄に規定する「中小企業者に該当する個人」であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設をした特定設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

第11条の3((特定農産加工品生産設備等の特別償却)関係)

(中小企業者に該当する個人であるかどうかの判定の時期)

11の3-1 措置法第11条の3第1項に規定する「中小企業者に該当する個人」であるかどうかは、その取得し、又は製作した同項に規定する特定農産加工品生産設備(以下「特定農産加工品生産設備」という。)を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(事業の用に供したものとされる新用途米穀加工品等製造設備の貸与)

11の3-5 個人が、自己の下請業者(措置法第11条の3第2項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けたものに限る。)で同項に規定する生産製造連携事業(以下この項において「生産製造連携事業」という。)を営むものに対し、当該事業の用に供する同条第2項に規定する新用途米穀加工品等製造設備(以下この項において「新用途米穀加工品等製造設備」という。)を貸し付けている場合において、当該新用途米穀加工品等製造設備が専ら当該個人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている新用途米穀加工品等製造設備は当該個人の営む生産製造連携事業の用に供したものとして取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、生産製造連携事業に該当しない。

第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却)関係)

(生産等設備等の範囲)

12-1 措置法令第6条の3第2項に規定する生産等設備は、措置法第12条第1項の表の第1号から第4号までの第2欄に掲げる製造の事業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第6条の3第4項、第6項、第9項若しくは第11項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、事務所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

同条第15項、第17項、第19項又は第21項に規定する設備についても、同様とする。

(適用対象地区が重複する場合の選択適用)

12-2 個人が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等(以下第12条関係において「工業用機械等」という。)を取得(製作又は建設を含む。以下第12条関係において同じ。)して事業の用に供した地区又は地域が、同項の表の2以上の号の第1欄に掲げる地区又は地域に該当する場合は、当該個人の選択により、いずれか一の地区又は地域において当該工業用機械等を事業の用に供したものとして同項の規定を適用することができることに留意する。

個人が同条第3項に規定する産業振興機械等(以下第12条関係において「産業振興機械等」という。)の取得等(同項に規定する取得等をいう。以下第12条関係において同じ。)をして事業の用に供した地区が、同項の表の2以上の号の上欄に掲げる地区に該当する場合についても、同様である。

(注) 同表の第5号の上欄に掲げる地区には、同表の第1号の上欄に掲げる地区は含まれないことに留意する。

(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)

12-3 措置法令第6条の3第2項第1号の一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産のうち他の特別償却等の規定(措置法第12条第1項及び第2項の規定以外の特別償却等の規定をいう。以下この項において同じ。)の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。

措置法令第6条の3第2項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は同条第15項、第17項、第19項若しくは第

(生産等設備等の範囲)

12-1 措置法令第6条の3第2項に規定する生産等設備は、措置法第12条第1項の表の第1号から第4号までの第2欄に掲げる製造の事業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第6条の3第4項、第6項、第9項若しくは第11項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、事務所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

同条第15項、第17項又は第19項に規定する設備についても、同様とする。

(適用対象地区が重複する場合の選択適用)

12-2 個人が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等を取得し、又は製作し、若しくは建設して事業の用に供した地区又は地域が、同項の表の2以上の号の第1欄に掲げる地区又は地域に該当する場合は、当該個人の選択により、いずれか一の地区又は地域において当該工業用機械等を事業の用に供したものとして同項の規定を適用することができることに留意する。

(一の生産等設備等の取得価額基準の判定)

12-3 措置法令第6条の3第2項第1号の一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産のうち他の特別償却等の規定(措置法第12条第1項及び第2項の規定以外の特別償却等の規定をいう。以下この項において同じ。)の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。

措置法令第6条の3第2項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は同条第15項、第17項若しくは第19項に規

21項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12-4 措置法令第6条の3第2項第1号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産のうち、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの若しくは同条第2項に掲げるものがある場合又は措置法第33条の6第2項、第37条の3第3項若しくは第37条の5第2項の規定により措置法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、措置法令第6条の3第2項第1号に規定する取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかを判定するときは、令第90条各号、措置法第33条の6第1項、第37条の3第1項又は第37条の5第3項の規定にかかわらず、実際の取得価額によるものとする。

措置法令第6条の3第2項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は同条第15項、第17項、第19項若しくは第21項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

(注) 法第42条の規定の適用を受けた減価償却資産が工業用機械等又は産業振興機械等に該当する場合には、措置法第12条第1項又は第3項の規定による特別償却等の計算の基礎となる取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額によることに留意する。

(工業用機械等又は産業振興機械等の範囲)

12-5 工業用機械等又は産業振興機械等には、措置法第33条の6第2項、第37条の3第3項又は第37条の5第2項の規定により措置法第12条の規定の適用がないものとされる減価償却資産は含まれないことに留意する。

(特別償却の対象となる資産)

12-6 工業用機械等は、事業の用に供する設備の新設又は増設に伴って取得したものであるから、当該新設又は増設に伴って取得したものであれば、いわゆる新品であることを要しないのであるが、当該個人の他の工場又は作業場等から転用したものは含まれないことに留意する。

定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12-4 措置法令第6条の3第2項第1号に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産のうち、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの若しくは同条第2項に掲げるものがある場合又は措置法第33条の6第2項、第37条の3第2項若しくは第37条の5第2項の規定により同法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、同令第6条の3第2項第1号に規定する取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうかを判定するときは、令第90条各号、措置法第33条の6第1項、第37条の3第1項又は第37条の5第3項の規定にかかわらず、実際の取得価額によるものとする。

措置法令第6条の3第2項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は同条第15項、第17項若しくは第19項に規定する一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

(注) 法第42条の規定の適用を受けた減価償却資産が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等又は同条第3項に規定する産業振興機械等に該当する場合には、これらの規定による特別償却等の計算の基礎となる取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額によることに留意する。

(工業用機械等又は産業振興機械等の範囲)

12-5 措置法第12条第1項に規定する工業用機械等又は同条第3項に規定する産業振興機械等には、同法第33条の6第2項、第37条の3第2項又は第37条の5第2項の規定により同法第12条の規定の適用がないものとされる減価償却資産は含まれないことに留意する。

(特別償却の対象となる資産)

12-6 措置法第12条第1項に規定する工業用機械等は、事業の用に供する設備の新設又は増設に伴って取得し、又は製作し、若しくは建設した工業用機械等をいうのであるから、当該新設又は増設に伴って取得し、又は製作し、若しくは建設したものであれば、いわゆる新品であることを要しないのであるが、当該個人の他の工場又は作業場等から転用したものは含まれないことに留意する。

(新增設の範囲)

12-7 措置法第12条第1項の規定の適用上、次に掲げる工業用機械等の取得についても同項に規定する新設又は増設に係る工業用機械等の取得に該当するものとする。

- (1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得をした工業用機械等
- (2) 既存設備の取替え又は更新のために工業用機械等の取得をした場合で、その取得により生産能力又は処理能力等が従前に比して相当程度（おおむね30%）以上増加したときにおける当該工業用機械等のうちその生産能力又は処理能力等が増加した部分に係るもの
- (3) 同項の表の各号の第1欄に掲げる地区又は地域において他の者が同項の表の各号の第2欄に掲げる事業の用に供していた工業用機械等の取得をした場合における当該工業用機械等

(委託研究先への資産の貸与)

12-8の4 個人が、その取得をした措置法第12条第1項の表の第2号の第3欄に規定する器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該個人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該個人が行う開発研究の用に供したものとして同条の規定を適用する。

(特別償却等の対象となる工場用又は作業場用等の建物の附属設備)

12-10 措置法第12条第1項の表の各号に掲げる建物の附属設備は、これらの建物と共に取得をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。
措置法第12条第3項に規定する建物の附属設備についても、同様とする。

(取得価額の合計額が2,000万円等を超えるかどうかの判定)

12-11 措置法令第6条の3第2項第1号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうか、同項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は同条第15項、第17項、第19項若しくは第21項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定については、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。

(新增設の範囲)

12-7 措置法第12条第1項の規定の適用上、次に掲げる工業用機械等の取得等についても同項に規定する新設又は増設に係る工業用機械等の取得等に該当するものとする。

- (1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得等をした工業用機械等
- (2) 既存設備の取替え又は更新のために工業用機械等の取得等をした場合で、その取得等により生産能力又は処理能力等が従前に比して相当程度（おおむね30%）以上増加したときにおける当該工業用機械等のうちその生産能力又は処理能力等が増加した部分に係るもの
- (3) 同項の表の各号の第1欄に掲げる地区又は地域において他の者が同項の表の各号の第2欄に掲げる事業の用に供していた工業用機械等を取得した場合における当該工業用機械等

(委託研究先への資産の貸与)

12-8の4 個人が、その取得又は製作をした措置法第12条第1項の表の第2号の第3欄に規定する器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該個人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該個人が行う開発研究の用に供したものとして同条の規定を適用する。

(特別償却等の対象となる工場用又は作業場用等の建物の附属設備)

12-10 措置法第12条第1項の表の各号に掲げる建物の附属設備は、これらの建物と共に取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。
措置法第12条第3項に規定する建物の附属設備についても、同様とする。

(取得価額の合計額が2,000万円等を超えるかどうかの判定)

12-11 措置法令第6条の3第2項第1号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるかどうか、同項第2号イ若しくは第3号に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、同項第2号ロに規定する機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうか又は同条第15項、第17項若しくは第19項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定については、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。

(指定事業の範囲)

12-12 措置法第12条第1項の表の各号の第1欄に掲げる地区若しくは地域又は同条第3項の表の各号の上欄に掲げる地区（以下12-13までにおいて「特定地域」という。）内において行う事業が同条第1項の表の各号の第2欄又は同条第3項の表の各号の中欄に掲げる事業（以下12-14までにおいて「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該特定地域内にある事業所ごとに判定する。

(注) 1 例えば、建設業を営む個人が当該特定地域内に建設資材を製造する事業所を有している場合には、当該個人が当該建設資材をその建設業に係る原材料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定事業に係る製造の事業又は製造業に該当する。

2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として行う。

(中小事業者に該当する個人であるかどうかの判定の時期)

12-14 個人が措置法第12条第3項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その取得等をした産業振興機械等を指定事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

第12条の2（医療用機器の特別償却）関係

(廃止)

(被相続人に係る償却不足額の取扱い)

12の2-5 措置法第12条の2第1項の規定の適用を受けている医療用機器を有していた者が、当該医療用機器を事業の用に供した年又はその翌年に死亡した場合において、同項の規定により当該医療用機器の償却費として必要経費に算入した金額が同項の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に満たないときは、その事業

(指定事業の範囲)

12-12 措置法第12条第1項の表の各号の第1欄に掲げる地区若しくは地域又は同条第3項の表の各号の上欄に掲げる地区（以下この項及び12-13において「特定地域」という。）内において行う事業が同条第1項の表の各号の第2欄又は同条第3項の表の各号の中欄に掲げる事業（以下この項及び12-13において「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該特定地域内にある事業所ごとに判定する。

(注) 1 例えば、建設業を営む個人が当該特定地域内に建設資材を製造する事業所を有している場合には、当該個人が当該建設資材をその建設業に係る原材料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定事業に係る製造の事業又は製造業に該当する。

2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として行う。

(新設)

第12条の2（医療用機器等の特別償却）関係

(医療用機器の範囲)

12の2-5 措置法第12条の2第1項第1号に規定する医療用機器は、直接医療の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品をいうものとし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一の「器具及び備品」の「8 医療機器」に掲げる減価償却資産はこれに該当する。

(注) 病院、診療所等が有する減価償却資産であっても、例えば、事務用の器具及び備品、給食用設備、クリーニング設備等のように直接医療の用に供されない減価償却資産は、ここでいう医療用機器には該当しない。

(被相続人に係る償却不足額の取扱い)

12の2-6 措置法第12条の2第1項の規定の適用を受けている同項に規定する医療用機器等を有していた者が、当該医療用機器等を事業の用に供した年又はその翌年に死亡した場合において、これらの規定により当該医療用機器等の償却費として必要経費に算入した金額がこれらの規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に

を相続（包括遺贈を含む。）により承継した相続人（包括受遺者を含む。）が、その死亡した日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出する者であるときに限り、その満たない金額については、同条第2項の規定に準じて、当該死亡した者がその事業の用に供した年及びその翌年（青色申告書を提出する年に限る。）における当該相続人の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができるものとする。

第13条（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）関係

（公共職業安定所の長の証明）

13-2 措置法令第6条の5第2項から第5項までの公共職業安定所の長の証明は、少なくとも当該年分の確定申告書の提出期限までに受けるものとし、税務署長の要求があった場合には、遅滞なく提示できるよう保存しておくものとする。

（廃止）

（廃止）

（廃止）

（廃止）

満たないときは、その事業を相続（包括遺贈を含む。以下この項において同じ。）により承継した相続人（包括受遺者を含む。）が、その死亡した日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出する者であるときに限り、その満たない金額については、同条第2項の規定に準じて、当該死亡した者がその事業の用に供した年及びその翌年（青色申告書を提出する年に限る。）における当該相続人の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができるものとする。

第13条（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）関係

（公共職業安定所の長の証明）

13-2 措置法令第6条の6第2項から第5項までの公共職業安定所の長の証明は、少なくとも当該年分の確定申告書の提出期限までに受けるものとし、税務署長の要求があった場合には、遅滞なく提示できるよう保存しておくものとする。

第13条の2（支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却）関係

（3年以内取得資産に係る特別償却限度額の合計額が支援事業所取引増加額を超える場合の計算）

13の2-1 措置法第13条の2第2項に規定する3年以内取得資産（以下この項において「3年以内取得資産」という。）に係る特別償却限度額の合計額が、同項に規定する支援事業所取引増加額（以下この項において「支援事業所取引増加額」という。）を超えることにより、同項に規定する特別償却限度額の合計額が支援事業所取引増加額とされる場合において、当該特別償却限度額の合計額をいずれの3年以内取得資産に配分するかは、個々の3年以内取得資産に係る特別償却限度額を限度として、個人の計算によることができる。

第13条の3（次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却）関係

（特別償却等の対象となる建物の附属設備）

13の3-1 措置法第13条の3第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は新築、増築若しくは改築をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

第14条((サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却))関係

(特定都市再生建築物等にサービス付き高齢者向け賃貸住宅が含まれる場合)

14-4 措置法第14条の2第2項に規定する特定都市再生建築物等の全部又は一部を取得した場合において、その取得した部分にサービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当する部分が含まれているときは、当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅部分については措置法第14条第1項の規定を適用し、それ以外の部分については措置法第14条の2第1項の規定を適用することができることに留意する。

第14条の2((特定都市再生建築物等の割増償却))関係

(特定都市再生建築物等の範囲)

14の2-1 措置法第14条の2第1項の規定の適用を受けることができる同項に規定する特定都市再生建築物等(以下第14条の2関係において「特定都市再生建築物等」という。)は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築されたものであっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古建築物等については適用がないことに留意する。

(特定都市再生建築物等に該当する建物附属設備の範囲)

14の2-2 措置法第14条の2第2項に規定する建物附属設備は、その特定都市再生建築物等に係る事業計画に基づいて設置される建物附属設備に限られる。

(併せて設置されるものの意義)

14の2-3 措置法第14条の2第2項第3号の規定により特定都市再生建築物等に含まれることとなる機械及び装置は、一の計画に基づき建物及びその附属設備又は構築物と併せて設置されるものに限られるのであるから、当該建物及びその附属設備又は構築物を取得してから相当期間を経過した後に設置したものはこれに含まれないことに留意する。

(資本的支出)

14の2-5 措置法第14条の2第1項の規定の適用を受けている特定都市再生建築物等について資本的支出がされた場合には、当該特定都市再生建築物等について同項の規定の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用がある

第14条((サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却))関係

(特定再開発建築物等にサービス付き高齢者向け賃貸住宅が含まれる場合)

14-4 措置法第14条の2第2項に規定する特定再開発建築物等の全部又は一部を取得した場合において、その取得した部分にサービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当する部分が含まれているときは、当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅部分については同法第14条第1項の規定を適用し、それ以外の部分については同法第14条の2第1項の規定を適用することができることに留意する。

第14条の2((特定再開発建築物等の割増償却))関係

(特定再開発建築物等の範囲)

14の2-1 措置法第14条の2第1項の規定の適用を受けることができる同項に規定する特定再開発建築物等(以下第14条の2関係において「特定再開発建築物等」という。)は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築されたものであっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古建築物等については適用がないことに留意する。

(特定再開発建築物等に該当する建物附属設備の範囲)

14の2-2 措置法第14条の2第2項に規定する建物附属設備は、その特定再開発建築物等に係る事業計画に基づいて設置される建物附属設備に限られる。

(併せて設置されるものの意義)

14の2-3 措置法第14条の2第2項の規定により特定再開発建築物等に含まれることとなる機械及び装置は、一の計画に基づき建物及びその附属設備又は構築物と併せて設置されるものに限られるのであるから、当該建物及びその附属設備又は構築物を取得してから相当期間を経過した後に設置したものはこれに含まれないことに留意する。

(資本的支出)

14の2-5 措置法第14条の2第1項の規定の適用を受けている特定再開発建築物等について資本的支出がされた場合には、当該特定再開発建築物等について同項の規定の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用がある

あるものとする。

(相続により特定都市再生建築物等を承継した者に対する取扱い)

14の2-6 特定都市再生建築物等を相続(包括遺贈を含む。以下この項において同じ。)により取得した者の措置法第14条の2第1項の規定の適用については、当該相続により取得した者が、同項に規定する事業を当該相続により承継した者であり、かつ、当該相続の開始があった日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出できる者である場合には、当該相続により取得した者が当該特定都市再生建築物等を引き続き有していたものとみなし、同項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。

この場合において、当該相続の日の属する年分の当該相続により取得した当該特定都市再生建築物等につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号((年途中で業務の用に供した減価償却資産の償却費の特例))の規定に準じて計算する。

また、被相続人の当該特定都市再生建築物等に係る償却費の額の計算につき措置法第14条の2第3項の規定による償却不足額があるときは、同項の規定に準じて償却費の額を計算する。

第24条の3((農用地等を取得した場合の課税の特例))関係

(貸付けの用に供したものに該当しない機械の貸与)

24の3-1 措置法第24条の3第1項に規定する個人が、その取得し、又はその製作若しくは建設した同項に規定する特定農業用機械等を他の者に貸与した場合において、当該特定農業用機械等が専ら当該個人のためにする農畜産物の生産の用に供されるものであるときは、当該特定農業用機械等は当該個人の営む事業の用に供したものであるものとして同条の規定を適用する。

第28条の2((中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例))関係

(年途中で中小事業者に該当しなくなった場合の適用)

28の2-1 青色申告書を提出する個人で措置法第28条の2第1項に規定する中小事業者(以下第28条の2関係において「中小事業者」という。)が年途中で中小事業者に該当しなくなった場合においても、その該当しなくなった日前に、取得し、又は製作し、若しくは建設して業務の用に供した同項に規定する少額減価償却資産については、同項の規定の適用があることに留意する。

ものとする。

(相続により特定再開発建築物等を承継した者に対する取扱い)

14の2-6 特定再開発建築物等を相続(包括遺贈を含む。以下この項において同じ。)により取得した者の措置法第14条の2第1項の規定の適用については、当該相続により取得した者が、同項に規定する事業を当該相続により承継した者であり、かつ、当該相続の開始があった日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出できる者である場合には、当該相続により取得した者が当該特定再開発建築物等を引き続き有していたものとみなし、同項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。

この場合において、当該相続の日の属する年分の当該相続により取得した当該特定再開発建築物等につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号((年途中で業務の用に供した減価償却資産の償却費の特例))の規定に準じて計算する。

また、被相続人の当該特定再開発建築物等に係る償却費の額の計算につき措置法第14条の2第3項の規定による償却不足額があるときは、同項の規定に準じて償却費の額を計算する。

第24条の3((農用地等を取得した場合の課税の特例))関係

(貸付けの用に供したものに該当しない機械の貸与)

24の3-1 措置法第24条の3第1項に規定する個人が、その取得し、又はその製作若しくは建設した機械その他の減価償却資産を他の者に貸与した場合において、当該機械その他の減価償却資産が専ら当該個人のためにする農畜産物の生産の用に供されるものであるときは、当該機械その他の減価償却費は当該個人の営む事業の用に供したものであるものとして同条の規定を適用する。

第28条の2((中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例))関係

(年途中で中小企業者に該当しなくなった場合の適用)

28の2-1 青色申告書を提出する個人で措置法第28条の2第1項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)が年途中で中小企業者に該当しなくなった場合においても、その該当しなくなった日前に、取得し、又は製作し、若しくは建設して業務の用に供した同項に規定する少額減価償却資産については、同項の規定の適用があることに留意する。

(明細書の添付)

28の2-3 青色申告書を提出する中小事業者が当該年分の確定申告書に添付する法第149条に規定する明細書(いわゆる「青色申告決算書」)の「減価償却費の計算」欄に次に掲げる事項を記載して提出し、かつ、当該減価償却資産の明細を別途保管している場合には、措置法第28条の2第3項に規定する「少額減価償却資産の取得価額に関する明細書」の提出を省略して差し支えないものとする。

- (1) 取得価額30万円未満の減価償却資産について、措置法第28条の2第1項の規定を適用していること
- (2) 適用した減価償却資産の取得価額の合計額
- (3) 適用した減価償却資産の明細は、別途保管していること

第28条の3(転廃業助成金に係る課税の特例)関係

(減価補填金に相当する転廃業助成金)

28の3-1 措置法第28条の3第2項に規定する転廃業助成金で機械その他の減価償却資産の減価を補填するための費用に相当する部分の金額が含まれているものの交付を受けた場合には、当該費用に相当する部分の金額のうち、その交付を受ける直前における当該減価償却資産の未償却残額に相当する部分の金額は、その交付を受けた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

(注) 当該助成金の交付を受けた場合には、その助成金をまずその対象となった減価償却資産の減価に充てることとするものである。

第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)関係)

(居住の用に供した場合)

41-1 措置法第41条第1項、第6項及び第10項に規定する「その者の居住の用に供した場合」とは、同条第1項に規定する居住用家屋(以下第41条関係において「居住用家屋」という。)の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは同項に規定する既存住宅の取得若しくは同条第10項に規定する認定住宅(以下第41条関係において「認定住宅」という。)の新築若しくは認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得(以下第41条関係において「新築等」という。)又は同条第1項に規定する増改築等(以下第41条関係において「増改築等」という。)をした者が、現にその居住の用に供した場合をいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共に

(明細書の添付)

28の2-3 青色申告書を提出する中小企業者に該当する個人が当該年分の確定申告書に添付する法第149条に規定する明細書(いわゆる「青色申告決算書」)の「減価償却費の計算」欄に次に掲げる事項を記載して提出し、かつ、当該減価償却資産の明細を別途保管している場合には、措置法第28条の2第3項に規定する「少額減価償却資産の取得価額に関する明細書」の提出を省略して差し支えないものとする。

- (1) 取得価額30万円未満の減価償却資産について、措置法第28条の2第1項の規定を適用していること
- (2) 適用した減価償却資産の取得価額の合計額
- (3) 適用した減価償却資産の明細は、別途保管していること

第28条の3(転廃業助成金に係る課税の特例)関係

(減価補填金に相当する転廃業助成金)

28の3-1 措置法第28条の3第2項に規定する転廃業助成金で機械その他の減価償却資産の減価をうめるための費用に相当する部分の金額が含まれているものの交付を受けた場合には、当該費用に相当する部分の金額のうち、その交付を受ける直前における当該減価償却資産の未償却残額に相当する部分の金額は、その交付を受けた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

(注) 当該助成金の交付を受けた場合には、その助成金をまずその対象となった減価償却資産の減価に充てることとするものである。

第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)関係)

(居住の用に供した場合)

41-1 措置法第41条第1項、第6項及び第10項に規定する「その者の居住の用に供した場合」とは、同条第1項に規定する居住用家屋(以下第41条関係において「居住用家屋」という。)の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは同項に規定する既存住宅の取得若しくは同条第10項に規定する認定住宅(以下この項及び41-33において「認定住宅」という。)の新築若しくは認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得(以下第41条関係において「新築等」という。)又は同条第1項に規定する増改築等(以下第41条関係において「増改築等」という。)をした者が、現にその居住の用に供した場合をいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居

していない場合において、その新築の日若しくはその取得の日又は増改築等の日から6月以内にその家屋（増改築等をした家屋については、その増改築等に係る部分。以下41-5までにおいて同じ。）をこれらの親族がその居住の用に供したときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

（借入金等の借換えをした場合）

41-16 新築等（敷地の取得を含む。以下この項、41-20及び41-32において同じ。）又は増改築等に係る借入金又は債務（以下この項及び41-21において「当初の借入金等」という。）の金額を有している場合において、当該当初の借入金等を消滅させるために新たな借入金を有することとなる時（以下41-19及び41-21において「借入金等の借換えをした場合」という。）は、当該新たな借入金当初の借入金等を消滅させるためのものであることが明らかであり、かつ、当該新たな借入金を新築等又は増改築等のための資金に充てるものとしたならば措置法第41条第1項第1号又は第4号に規定する要件を満たしているときに限り、当該新たな借入金は同項第1号又は第4号に掲げる借入金に該当するものとする。

（その年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額等）

41-22 措置法第41条第2項に規定するその年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額、同条第6項に規定するその年12月31日における特例住宅借入金等の金額の合計額及び同条第10項に規定するその年12月31日における認定住宅借入金等の金額の合計額は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高、特例住宅借入金等の金額の残高又は認定住宅借入金等の金額の残高を基として計算された金額をいうものとする。

（注） 措置法規則別表第8に規定する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下第41条関係において「借入金の年末残高等証明書」という。）の「年末残高」欄は、41-31により、その年12月31日における住宅借入金等の金額の予定額が記載される場合があることに留意する。

（廃止）

を共にしていない場合において、その新築の日若しくはその取得の日又は増改築等の日から6月以内にその家屋（増改築等をした家屋については、その増改築等に係る部分。以下41-5までにおいて同じ。）をこれらの親族がその居住の用に供したときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

（借入金等の借換えをした場合）

41-16 新築等（敷地の取得を含む。以下この項、41-20及び41-33において同じ。）又は増改築等に係る借入金又は債務（以下この項及び41-21において「当初の借入金等」という。）の金額を有している場合において、当該当初の借入金等を消滅させるために新たな借入金を有することとなる時（以下41-19及び41-21において「借入金等の借換えをした場合」という。）は、当該新たな借入金当初の借入金等を消滅させるためのものであることが明らかであり、かつ、当該新たな借入金を新築等又は増改築等のための資金に充てるものとしたならば措置法第41条第1項第1号又は第4号に規定する要件を満たしているときに限り、当該新たな借入金は同項第1号又は第4号に掲げる借入金に該当するものとする。

（その年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額等）

41-22 措置法第41条第2項に規定するその年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額、同条第6項に規定するその年12月31日における特例住宅借入金等の金額の合計額及び同条第10項に規定するその年12月31日における認定住宅借入金等の金額の合計額は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高、特例住宅借入金等の金額の残高又は認定住宅借入金等の金額の残高を基として計算された金額をいうものとする。

（注） 措置法規則別表第8に規定する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下第41条関係において「借入金の年末残高等証明書」という。）の「年末残高」欄は、41-32により、その年12月31日における住宅借入金等の金額の予定額が記載される場合があることに留意する。

（住民票の写し）

41-30 措置法規則第18条の21第9項第1号ハ、第2号ロ、第3号ハ、第4号ニ若しくは第5号ハ又は第20項第1号に掲げる「その者の住民票の写し」は、その者がその家屋を居住の用に供したこと及びその居住の用に供した日又は居住の用に供していたことを確認するための書類として確定申告書に添付させるものであるから、当該住民票の写しは、措置法第41条第1項、第6項、第10項、第18項、第21項又は第24項の規定の適用を受け

(建設業者等の交付する借入金の年末残高等証明書)

41-30

(借入金の年末残高等証明書の交付等)

41-31

(信託の受益者が適用を受ける場合)

41-32

(住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例の規定を適用した場合の効果)

41-33

第41条の2の2((年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(信託の受益者が適用を受ける場合)

41の2の2-2 措置法第41条の規定の適用を受けた受益者等課税信託(法第13条第1項に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。))がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。)の受益者が、措置法第41条の2の2の規定の適用を受けるに当たっては、41-32の(1)、(4)のロ及びハの取扱いを準用する。

第41条の3の2((特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例))関係

(要介護認定、要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者の判定)

41の3の2-1 措置法第41条の3の2第1項に規定する居住者又は居住者と同居を常

る家屋の所在地がその者の住所地として記載されているものであることを要することに留意する。

(注)1 その者が41-1又は41-4の取扱いの適用を受ける者である場合には、この住民票の写しは、その家屋の所在地が生計を一にする親族の住所地として記載されているものでも差し支えない。

2 住所を変更した者の住民票には、その従前及び転居先の住所並びにその変更に係る年月日が記載されている。

(建設業者等の交付する借入金の年末残高等証明書)

41-31

(借入金の年末残高等証明書の交付等)

41-32

(信託の受益者が適用を受ける場合)

41-33

(住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例の規定を適用した場合の効果)

41-34

第41条の2の2((年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(信託の受益者が適用を受ける場合)

41の2の2-2 措置法第41条の規定の適用を受けた受益者等課税信託(法第13条第1項に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。))がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。)の受益者が、措置法第41条の2の2の規定の適用を受けるに当たっては、41-33の(1)、(4)のロ及びハの取扱いを準用する。

第41条の3の2((特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例))関係

(要介護認定、要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者の判定)

41の3の2-1 措置法第41条の3の2第1項に規定する居住者又は居住者と同居を常

況としている親族が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定（以下この項において「要介護認定」という。）若しくは同条第2項に規定する要支援認定（以下この項において「要支援認定」という。）を受けている者又は法第2条第1項第28号に規定する障害者（以下この項において「障害者」という。）に該当する者であるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項に規定する住宅の増改築等をして、その家屋（その増改築等に係る部分に限る。）を居住の用に供した日の属する年の12月31日（これらの者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。また、これらの者が年の中途において要介護認定若しくは要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者に当たらないこととなった場合には、その当たらないこととなった時の直前の時。）の現況によることに留意する。

なお、当該判定の時において要介護認定又は要支援認定を受けていない者であっても、当該認定を申請中であり、同項の規定の適用を受けようとする確定申告書を提出するときまでに当該申請に基づき当該認定を受けた者は、当該判定の時において要介護認定又は要支援認定を受けている者として差し支えない。

（廃止）

（特定増改築等住宅借入金等特別控除の規定を適用した場合の効果）

41の3の2-4

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用）

41の3の2-5 措置法第41条の3の2の規定の適用に当たっては、41-1から41-19、41-22及び41-25から41-32の取扱いを準用する。

（年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用）

41の3の2-6

況としている親族が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定（以下この項において「要介護認定」という。）若しくは同条第2項に規定する要支援認定（以下この項において「要支援認定」という。）を受けている者又は法第2条第1項第28号に規定する障害者（以下この項において「障害者」という。）に該当する者であるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項に規定する住宅の増改築等をして、その家屋（その増改築等に係る部分。41の3の2-4において同じ。）を居住の用に供した日の属する年の12月31日（これらの者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。また、これらの者が年の中途において要介護認定若しくは要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者に当たらないこととなった場合には、その当たらないこととなった時の直前の時。）の現況によることに留意する。

なお、当該判定の時において要介護認定又は要支援認定を受けていない者であっても、当該認定を申請中であり、同項の規定の適用を受けようとする確定申告書を提出するときまでに当該申請に基づき当該認定を受けた者は、当該判定の時において要介護認定又は要支援認定を受けている者として差し支えない。

（住民票の写し）

41の3の2-4 措置法第41条の3の2第1項に規定する高齢者等（以下この項において「高齢者等」という。）と同居を常況としている者の措置法規則第18条の23の2第11項第4号に規定する「その者の住民票の写し」は、措置法第41条の3の2第1項の規定の適用を受ける者が住宅の増改築等をしてその家屋を居住の用に供したこと及びその居住の用に供した日又は居住の用に供していたこと並びにその者が高齢者等と同居を常況としていることを確認するための書類として確定申告書に添付させるものであるから、当該住民票の写しは、同条第1項の規定の適用を受ける家屋の所在地がその者の住所地として記載されているとともに当該高齢者等の住所地についても記載されているものであることを要することに留意する。

（特定増改築等住宅借入金等特別控除の規定を適用した場合の効果）

41の3の2-5

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用）

41の3の2-6 措置法第41条の3の2の規定の適用に当たっては、41-1から41-19、41-22及び41-25から41-33の取扱いを準用する。

（年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用）

41の3の2-7

第41条の19の2（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除）関係

（廃止）

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用）

41の19の2-2 ……………

第41条の19の3（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）関係

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱い等の準用）

41の19の3-3 措置法第41条の19の3の規定の適用に当たっては、41-1、41-10から41-12、41-26の2、41-26の3及び41-32並びに41の3の2-1及び41の3の2-3の取扱いを準用する。

第41条の19の4（認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除）関係

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用）

41の19の4-3 措置法第41条の19の4の規定の適用に当たっては、41-1、41-10から41-12、41-27、41-29及び41-32の取扱いを準用する。

（税額控除等の順序）

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定によるエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による地方活力向上地域において特定建物等を取得した

第41条の19の2（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除）関係

（住民票の写し）

41の19の2-2 措置法規則第19条の11の2第4項第2号に掲げる「その者の住民票の写し」は、措置法第41条の19の2の規定の適用を受ける家屋の所在地がその者の住所地として記載されているものであることに留意する。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用）

41の19の2-3 ……………

第41条の19の3（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）関係

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱い等の準用）

41の19の3-3 措置法第41条の19の3の規定の適用に当たっては、41-1、41-10から41-12、41-26の2、41-26の3及び41-33並びに41の3の2-1、41の3の2-3及び41の3の2-4の取扱いを準用する。

第41条の19の4（認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除）関係

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用）

41の19の4-3 措置法第41条の19の4の規定の適用に当たっては、41-1、41-10から41-12、41-27、41-29、41-30及び41-33の取扱いを準用する。

（税額控除等の順序）

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（同法第10条の2に規定する特例を含む。）
- (4) 措置法第10条の2の2の規定によるエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除

場合の所得税額の特別控除

- (7) 措置法第10条の5の規定による雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の2の規定による特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の3の規定による雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の4の規定による生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (12) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附した場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (18) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (19) 法第95条の規定による外国税額控除

- (6) 措置法第10条の5の規定による雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の2の規定による国内の設備投資額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の4の規定による雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の5の規定による生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (12) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附した場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (18) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (19) 法第95条の規定による外国税額控除

附 則

(経過的处理……改正前の措置法等の適用がある場合)

改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第148号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年財務省令第30号)をいう。以下同じ。)による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の取扱いの例による。